

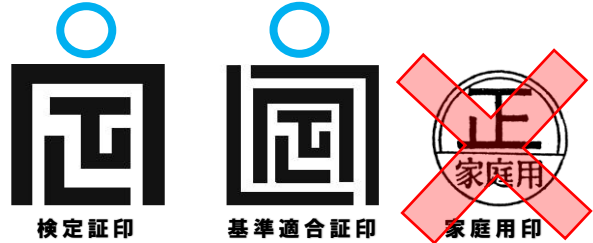
「はかり」の定期検査について

取引・証明に使用する「はかり」は「定期検査」が必要です。

取引・証明に使用する「はかり」

取引・証明に使用する「はかり」は、「検定証印」又は「基準適合証印」が付いたものでなければなりません。

家庭用印の付いた「はかり」は、取引・証明に使用することはできません。



※「定期検査」は2年に1度受けるよう計量法で義務付けられています。

● 「取引」・「証明」とは

取引：有償・無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為

証明：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

定期検査の対象となる「はかり」の使用例

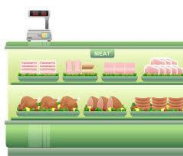
(取引・証明に該当する使用例)



薬局や病院で薬の調剤のための計量



病院、学校、保育所や施設等での体重測定で、健康診断等、その測定値が外部に表明される計量



スーパーや市場等で商品の量り売りや重さを表記して販売するための計量



コーヒー豆、お茶等の販売で、料金の基となる計量

食品表示法により内容量をグラム表記するための計量



宅配便の宅配料の基となる計量

- 農家が直接販売する際の計量
- 金・プラチナ等の買取のための計量
- 資源回収業等で料金の基となる計量

※これらはほんの一例です。

呉市計量検査所のホームページはこちらから

(<https://www.city.kure.lg.jp/site/keiryoukennsasyo/>)



<裏面もご覧ください>

Q なぜ検査が必要なのですか。

A 「はかり」は、社会生活の中であらゆる所で使用されており、消費者と大きく関わっています。

製造時に精密に検査され正確であっても、長期間繰り返し使用することにより性能等が低下し、誤差が生じてしまうことがあります。このため、取引・証明に使用する「はかり」について一定水準以上の精度・性能を確保することにより、適正に計量するよう定めています。

Q 「はかり」の検査を受けるにはどうすればいいのか。

A 市が行う「定期検査」と、国が認定した資格を持つ計量士が行う「代検査」があります。

市が行う定期検査は、呉市が指定定期検査機関として指定した、一般社団法人広島県計量協会が行います。

定期検査（集合検査）は、呉市域を次のとおり2つに分け、毎年5月頃に実施しています。過去に検査を受けたことがある事業者には、指定定期検査機関より検査日時・場所を記載した通知書を送付します。初めて検査を受けられる方は、呉市商工振興課商業グループまでご連絡ください。

奇数年・・・阿賀，広，仁方，昭和，郷原地区

偶数年・・・中央，吉浦，警固屋，宮原，天応，下蒲刈，川尻，音戸，倉橋，蒲刈，安浦，豊浜，豊地区

代検査は、計量士（国家資格）による検査を受け、所定の届出を行うことにより定期検査が免除される制度です。ただし、呉市が行う定期検査の実施期日前1年間の間（前年6月～4月）に検査を受けなければ、免除されません。

この検査は、使用者の都合に合わせて検査が受けられるメリットがあります。

Q 検査手数料はかかりますか。

A 検査時には手数料が必要で、その金額は「はかり」の種類により異なります（呉市手数料条例）。詳しくは呉市計量検査所のホームページをご覧ください。

なお、代検査の手数料については、各計量士にお問合せください。

※ 代検査を行う計量士に関するお問合せは、一般社団法人広島県計量協会へ。

Q 定期検査を受けないで「はかり」を使用したらどうなりますか。

A ①取引・証明で使用するはかりについて定期検査を受検しなかった場合

50万円以下の罰金が科せられます。

②取引・証明を行うために、検定証印または基準適合証印が付されていないはかりを所持・使用した場合

6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金が科せられます。

罰則適用以前に、当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、正しい計量器の使用と定期検査の受検をお願いします。

11月1日は「計量記念日」、
11月は「計量強調月間」です

定期検査に関するご質問・お問合せは

呉市役所 産業部

商工振興課商業G TEL：0823-25-3815

広島県計量協会 TEL：082-255-7386